

第28回

# 住まいのリフォーム コンクール

— 応募要項 —

締切

平成23年  
10月31日(月)

本格的な少子高齢社会が到来し、暮らしの安全・安心の確保、環境問題や資源エネルギー問題等への対応が強く求められている現代において、生活の基盤である住宅ストックの適切な維持管理や改善を推進することは益々重要となってきました。

「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」というストック重視の考え方が住生活基本法により明確に示され、住宅リフォームの果たすべき役割に大きな期待が寄せられています。

主催：財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

後援：国土交通省（独）住宅金融支援機構（独）都市再生機構（社）住宅リフォーム推進協議会

協賛：（財）建築環境・省エネルギー機構（財）高齢者住宅財団（財）住宅保証機構

（財）ベターリビング（財）マンション管理センター

（社）インテリア産業協会（社）全国中小建築工事業団体連合会（社）日本建築家協会

（社）日本建築士会連合会（社）日本建築士事務所協会連合会（社）日本増改築産業協会

（社）日本ツーバイフォー建築協会（社）日本木造住宅産業協会（社）不動産協会

（社）プレハブ建築協会（社）マンションリフォーム推進協議会（社）リビングアメニティ協会

全国建設労働組合総連合 日本室内装飾事業協同組合連合会

## 目 的

本コンクールは、全国各地で施工された住宅リフォームの事例を募り、住まいとして優秀な事例について建築主(施主)・設計者・施工者を表彰し、これを消費者や事業者に広く紹介することにより、住宅リフォームの促進とその水準の向上を図ることを目的としています。

## 応募条件

### (1) 応募者の要件

応募者は、応募作品の住宅の**建築主(施主)**、**設計者又は施工者**とします。

- ・ 建築主が応募する場合は、必ず設計者及び施工者に応募する旨を伝え、応募登録書に社名・担当者名等を記入してください。
- ・ 設計者又は施工者が応募する場合は、必ず建築主の同意を得たうえで、応募登録書に建築主名を記入してください。

### (2) 応募対象

平成21年7月から平成23年10月の応募締切までの間に、リフォーム工事が完了した住宅(国内にあるもの)で、下記の条件を満たすものを対象とします。

- ・ ここで言う「リフォーム」とは、増築、改築、模様替え、修繕等をいいます。
- ・ リフォーム後に住宅(マンションの共用部分を含む)であるものに限りません。
- ・ 住宅の構造、建方形式は問いません。
- ・ 建築基準法等関係法令の各種規定を遵守している住宅を対象とします。

### (3) その他

**応募部門の区分はありません。**工事金額が少ないものや小規模なリフォーム工事なども、また、建築工法の違いなどに関わらず、広くご応募ください。全国各地域からのご応募をお待ちしています。

## 応募方法と審査手数料

### (1) 応募作品の作成

1つの住宅につき、1作品を応募してください。同一住宅にて複数作品の応募はできません。

また、応募作品1つにつき、応募用紙及び応募登録書を各1枚使用してください。

### (2) 応募用紙・応募登録書の入手方法

下記の方法で入手してください。

当財団ホームページ (<http://www.chord.or.jp>) 内にある「住まいのリフォームコンクール」ページから、所定様式(応募用紙・応募登録書・審査手数料の郵便振替払込請求書兼受領証(写)貼付用紙等)をダウンロードしてください。(無料)

### (3) 審査手数料

審査手数料は、**1応募作品につき2,000円(消費税込)**です。応募前に、下記の郵便振替口座(振込先)にお振り込みください。なお、一旦収納した審査手数料は、原則、返還いたしません。

また、振り込みの際は「通信欄」に「リフォームコンクール審査手数料」と明記してください。

応募作品が複数ある場合は、審査手数料をまとめてお振り込みいただいても構いませんが、その場合は、必ず「通信欄」に「リフォームコンクール審査手数料〇件分」と応募数を明記してください。

## 振込先

郵便振替口座番号：

**00130-8-82701**

加入者名：(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

※振込手数料は各自ご負担願います。

## 応募に関するQ&A

**Q1** 1つの住宅で、リビングと浴室を別の時期にリフォームした場合、また、別の事業者が工事をした場合は、1つの住宅について複数の応募はできますか？

**A1** いいえ、原則として1つの住宅につき複数作品の応募はできません。ただし、リフォームの時期が異なる場合や、別の事業者に工事を発注した場合など、別のリフォーム工事であると明らかに判断されるものについては、それぞれ作品の応募が可能です。

**Q2** 作品に使用したい写真が多く、1つの応募用紙では小さな表示になるため、応募用紙を2枚使用することはできますか？

**A2** いいえ、できません。応募作品は、必ず応募用紙1枚にまとめてください。

※これ以外のQ&Aは、当財団ホームページ (<http://www.chord.or.jp>) の「住まいのリフォームコンクール」ページで随時公開します。

## 提出書類

作品ごとに次の①②③をまとめ、事務局まで郵送してください。

- ①「応募用紙」(写真、図面を貼付し、所定の事項を記入したもの) < A 3判 1枚 >
  - ・補足がある場合…補足資料 < 1作品につき A 4判 1枚 > 【応募用紙の作成方法参照】  
(補足資料は審査の必要資料ではなく、補足がない場合は提出の必要はありません。)
- ②「応募登録書」(所定の事項を記入したもの) < A 3判 >
- ③「審査手数料の郵便振替払込請求書兼受領証(写)貼付用紙」 < A 4判 >

※複数の作品に応募し、手数料をまとめて振り込む場合は、③の貼付用紙は1枚で結構です。

## スケジュール

9月1日(木)	募集開始(応募用紙等のダウンロード開始)
<b>10月31日(月)</b>	<b>募集締切(必着)</b>
11月上旬～11月下旬	書類審査
11月下旬～12月下旬	現地審査
1月下旬	審査結果発表
2月下旬	入賞者表彰式・発表会

## 審査方法

・審査は、下記の順序で行います。

### 【書類審査】

提出された書類[応募用紙・応募登録書]により審査し、入賞候補作品を決定します(入賞とは、特別賞および優秀賞の範囲に入ることを行います)。

### 【現地審査】

特別賞候補作品については、審査委員が現地を直接訪問し、当該住宅の調査と応募者や依頼者へのヒアリング等による確認を行った上で、受賞作品を決定します。

・所定の「応募用紙」「応募登録書」を使用していないもの、「応募用紙の作成方法」に従っていないもの、また、審査手数料の振込が確認できないものは、審査の対象となりません。

### ■ 審査基準

1. 本コンクールの目的にふさわしいもの
2. 今後のリフォームのあり方を提案しているもの
3. 工事費と工事内容が適切であるもの
4. 新しい発想・工夫が盛り込まれているもの
5. 周辺環境との調和が図られているもの
6. 意匠的にまとまりがあるもの
7. 建築基準法などの関係法令に適合しているもの

## 審査委員(敬称略)

顧問	小原 二郎	千葉大学 名誉教授
委員長	上杉 啓	東洋大学 名誉教授
主査	真鍋 恒博	東京理科大学工学部建築学科 教授
委員	橋本 公博	国土交通省住宅局住宅生産課 課長
委員	仲田 正徳	(独)住宅金融支援機構 CS推進部住宅技術情報室長
委員	安達 功	日経BP社 建設局プロデューサー
委員	安孫子 義彦	(株)ジエス 代表取締役
委員	岡田 仲史	(株)さくら事務所
委員	河合 春樹	アルコット建築設計事務所 主宰
委員	木下 庸子	建築家(設計組織ADH) / 工学院大学工学部建築学科 教授
委員	多羅尾 直子	(有)タラオ・ヒロ・アーキテクトー級建築士事務所 代表
委員	ヨシタミチコ	(株)カラスペース・ワム 代表取締役
委員	神田 重信	(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 専務理事

## 賞

### 特別賞 (4賞)

- ・ 国土交通大臣賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・ (独)住宅金融支援機構理事長賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・ (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事長賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・ (社)住宅リフォーム推進協会会長賞 ..... (1点) 賞状・記念品
- ・ 優秀賞 ..... (30点程度) 賞状

また、入賞者(設計担当者または施工担当者として応募登録書に記載されている方)で、増改築相談員またはマンションリフォームマネジャーの資格をお持ちの方を併せて表彰します。

- ・ 増改築相談員奨励賞 ..... (数点) 賞状
- ・ マンションリフォームマネジャー奨励賞 ..... (数点) 賞状

## 審査結果及び表彰式等

- (1) 審査結果は、平成 24 年 1 月下旬に入賞者に文書で通知するほか、入賞一覧を当財団のホームページに掲載します。なお、入賞者以外には文書による通知はいたしません。
- (2) 入賞者の表彰と、特別賞受賞者による作品発表会を、平成 24 年 2 月下旬に行います。

## 応募作品の取り扱い

- (1) 提出された資料は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 応募作品は、本コンクールの目的にのみ使用いたします。また、入賞作品については、当財団が新聞、雑誌、ホームページ等を通じて公表することができるものとします。なお、記載された氏名などの応募者に係る個人情報、当財団個人情報保護方針(ホームページにて公開)に基づき、適切に管理いたします。
- (3) 入賞作品は、設計・施工の会社名・担当者名を付して、各地で開催される住宅フェア、展示会、ホームページ、入賞作品集等で一般公開する予定です。
- (4) 入賞作品については、展示パネルの作成および入賞作品集の発刊等のため、写真データ等の提出(無償)をお願いすることがありますので予めご了承ください。また、写真データ等の使用については、撮影者の同意を得ておいていただき、写真使用時に撮影者名の明記(クレジット)が必要な場合は、応募用紙にクレジットを記入の上、応募してください。

## 事務局

### (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住まいのリフォームコンクール」係

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町6-26-3 上智紀尾井坂ビル5階  
tel : 03-3261-4567 fax : 03-3261-9357  
ホームページ <http://www.chord.or.jp>  
e-mail [concours@chord.or.jp](mailto:concours@chord.or.jp)

「第28回住まいのリフォームコンクール 入賞作品集」<A4版>(予定価格:1,000円(消費税込))

(平成24年3月発行予定)

- ・ 応募者には希望により入賞作品集を無料で配布します。切手290円分を貼った封筒(角2サイズ)に送付先を記入し、応募時に作品と一緒に同封してください。ただし、応募者1名につき1冊とさせていただきます。

第20回~第27回の入賞作品については、当財団が住宅リフォーム情報を掲載しているホームページで公開しています。